

患者さま・ご家族の皆さま

病状説明等の勤務時間内の実施について(お願い)

当院では、これまで病状説明等できる限り患者さまやご家族のご意向に沿った時間で実施しておりました。

しかしながら、昨今、医師をはじめとする医療従事者の長時間労働に伴う健康被害が社会的問題となり、政府が推進する働き方改革によって、医師等の労働時間短縮の取り組み等、労働環境の改善が強く求められております。

当院では、医療の質や安全を確保しつつ、持続的な医療を可能とするため、医師等の負担軽減に向けた取り組みの一つとして、現在行っております病状説明等については、原則、平日の勤務時間内に行うことといたしました。

患者さま、ご家族のご都合により夜間・休日における説明を求められた場合、ご希望にそえない場合がございます。特別な事情がある場合は担当医へ相談ください。

引き続き病院の基本理念にしたがい、患者様に安全で安心な医療を受けていただくために、病状や治療方針の説明をできるだけ丁寧にわかりやすく行ってまいります。ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いします。

令和4年3月1日より

病状説明等の対応時間： 平日 9時00分～17時00分

ただし、診療上、緊急を要すると医師が判断した場合は、この限りではありません。

令和4年2月 福岡東医療センター院長